

令和3年度社会福祉法人橘風会 事業計画（案）

【 理 念 】

親孝行

親孝行の真心をご家族と共有し思いやりの支援を提供します。

私たちは笑顔で喜んでもらえることを最高の幸せと感じ、誠心誠意つくします。

私たちは高齢者介護を通して地域貢献に努めます。

I 総務部事業計画

基本方針

1. それぞれの分掌事務を円滑に、且つ、確実に執行するためのサポートを行うとともに、施設全体の事務業務が的確に実施されるよう取り組んでいきます。
2. 求められる意識と能力を身につけ、個々の職員の能力向上を図り、総合的な組織力を向上させる人材育成に取り組んでいきます。

令和3年度目標

1. 昨年度目標の外国人介護人材確保は、新型コロナウイルス感染拡大が席卷した1年であり、進展が困難な状況であった為継続目標として人材確保に向け、関係機関と調整を行っていきます。
2. 近年多発している自然災害に対して、業務継続計画（BCP）を策定し、自然災害に迅速に対応できるよう、教育や訓練等を実施します。
3. 人事考課シートを見直し、行動考課・業績考課を適正に評価するとともに、人事考課評価者の継続的・定期的な教育を実施します。

令和3年度法人共通研修

	研 修 名	内 容
4月	諸規程の説明・接遇	諸規程・社会人としてのマナー・処遇改善及び特定処遇改善について
5月	食中毒の予防と蔓延予防	食中毒に対する知識と予防方法
6月	褥瘡の予防	メカニズムと予防方法
8月	身体褥瘡	身体拘束及び褥瘡予防
9月	認知症に関して	認知症の理解
10月	感染対策について	感染症の予防と蔓延予防
11月	身体褥瘡	身体拘束及び褥瘡予防
12月	リスクマネジメント	メカニズムと予防方法

II 施設支援部事業計画

1. 施設介護課基本方針

1. 親孝行の視点で利用者の想いに寄り添うケアを提供します。
2. 『ねむの丘ケア方針』に基づいた愛情あるケアを提供します。

各部署の目標

① 生活相談員

- ご利用者が望む医療・ケアについて、ご本人ご家族及び多職種で話し合い、人生を彩る支援を提供します。

② 介護支援専門員

- ケアプランの必要性を多職種で理解し、家族との信頼関係を築ける支援を提供します。

③ 管理栄養士

- 摂取状況やニーズを把握し、個々にあった食事を提供することで栄養状態の維持向上を図り、食事が生活の楽しみとなるよう支援します。

④ 介護

橘組

- ご利用者の生活リズムを把握し思いや願いに沿った支援を提供します。

風組

- ご利用者が日々、笑顔で過ごせるように一人ひとりの「楽しみ」を探し、チーム一丸となって楽しい生活を提供します。

花組

- 生活リズムを尊重し個別ケアを展開することで、自分らしく日々を過ごせるよう支援します。

月組

- ご利用者をもより深く知り、願いを叶えることで自己肯定感を感じられるケアを提供します。

宙組

- ご利用者ご家族双方の想いを知り家族の絆を大切にすることで笑顔で過ごして頂けるケアを提供します。

星組

- 穏やかに生活して頂くために本人の意思を尊重した生活リズムに合わせ、愛情あるケアを提供します。

楓組

- 個々の願いを知り関わることで、幸福感のある生活が送れるよう支援します。

桜組

- ご利用者のご家族の「思い・願い」を知り、家族とのつながりを感じながら、笑顔で過ごして頂ける支援を提供します。

⑤ 短期入所生活介護

- ご利用者が楽しく居心地が良いと思える日々を提供します。

2. 医務課基本方針

本人・家族の代弁者となり自己決定の支援をします。

目標

- 医療：ご利用者が最期まで安心して過ごせるよう、全身状態に合わせた支援を提供します。
- 機能訓練：ご利用者の生活に合わせた機能訓練を立案し、実施します。
-

委員会の目標

① リスクマネジメント委員会

- リスクへの気づきの意識を高めることで事故を未然に防ぎ、ご利用者の安全な生活環境の整備に努めます。

② 資質向上委員会

- 法人理念及び基本方針・ケア方針を浸透させ、方針に沿った支援を提供します。

③ 食事改善・食中毒対策委員会

- 本人の意思を尊重し、摂食嚥下能力を見定めることで、口から食べる楽しみ喜びの継続を支援します。

④ 感染症対策委員会

- 利用者が安全に過ごせるよう、感染症対策の徹底に努めます。

⑤ 排泄委員会

- 多職種で連携し、腸内環境に配慮した快適な排泄ケアを支援します。

⑥ 身体拘束委員会

- 言葉による拘束の理解を深め、ご利用者の気持ちに寄り添い支援します。

⑦ 褥瘡委員会

- 適切な物品管理を行うことで褥瘡を予防するケアを提供します。

⑧ 広報委員会

- 広報誌とホームページを通して、ご利用者の明るく楽しい笑顔と各行事、日々の生活の様子をお知らせします。

研修の目標

① ケア方針研修（食事）

- 感染対策に留意した美味しい食事を提供します。

② ケア方針研修（排泄）

- 排泄パターンを把握し個別の排泄ケアを提供します。

③ ケア方針研修（移動・移乗）

- ご利用者の自発的な動きを引き出す残存能力を活かした移動・移乗のケアを提供します。

④ ケア方針研修（入浴）

- 身体機能に応じた基本的技術を身につけることで、ご利用者が安全に気持ち良く入浴して頂けるようなケアを提供します。

⑤ ターミナルケア研修

- ACPの必要性を理解し、最期まで安心して過ごせるよう支援します。
- ⑥ 認知症ケア研修
 - その人らしい生活が送れるように相手の気持ちに寄り添った認知症ケアを提供します。
- ⑦ 人材育成研修
 - 「伝える」ことができる人材を育成し質の高いケアを提供します。

Ⅲ 在宅支援部事業計画（案）

1. 基本方針

高齢者の皆様が住み慣れた地域社会において、自分らしく笑顔で暮らせるよう親孝行の理念をもって支援する。

1. 人生の大先輩である高齢者の皆様の尊厳を守りながら真心を込めて支援する。
2. ご利用者の皆様に愛され、ご家族の皆様に信頼されるサービスを提供する。

2. 各事業所の目標

（居宅介護支援事業所）

ご利用者の望む生活を知り、叶えることができるように日々自分達の知識を向上させ全力で支援致します。

事業内容

- ① 介護保険の要介護認定申請代行
- ② 福祉用具購入及び住宅改修等の申請代行
- ③ アセスメント及び居宅サービス計画作成
- ④ サービス担当者会議の開催
- ⑤ モニタリング訪問
- ⑥ 各事業者提供票作成
- ⑦ 介護給付費の請求業務
- ⑧ 介護予防支援事業及び介護予防ケアマネジメント事業の受託
- ⑨ 地域包括支援センターとの連絡調整

（デイサービスセンター虹の家）

ご利用者が楽しみを持てるような余暇活動、充実した機能訓練、認知症予防を提供し、安心してご利用できるように可能な限り希望にお応えし、選ばれる施設へと成長する。

感染対策・予防を行い安全にサービス・活動の場を提供し、生活意欲の向上に

繋げられるよう支援します。

事業内容

- 定員 30 名
通常規模型
- 事業の種類
通所介護 要介護 1～5
日常生活支援総合事業
- 開館日 月曜日～土曜日
- 休館日 日曜日及び12月31日～1月3日まで
- サービス提供時間 9時15分～16時30分

令和3年度 行事計画

通所介護事業所

	行事内容		行事内容
4月	お花見	10月	運動会（消防訓練）
5月	端午の節句（消防訓練）	11月	芋煮会
6月	一日喫茶	12月	クリスマス会
7月	農休み・七夕	1月	新年会・餅つき
8月	夏祭り	2月	節分
9月	敬老会・十五夜	3月	ひな祭り

各月誕生会・カレンダー作成・創作レクの実施

（第二デイサービスセンター虹の家）

- ・ご利用者が住み慣れた地域で継続して暮らし、自立した日常生活が送れるよう個々の心身の状態に応じた機能訓練、余暇活動を充実させ、意欲向上に繋がる支援をします。
- ・感染予防対策に努め、定期的な環境整備、職員研修を実施し、安全・安心なサービスと真心をこめたケアの提供を行い、地域に信頼される施設を目指します。

事業内容

- 定員 24名
通常規模型
- 事業の種類

通所介護 要介護度 1～5

日常生活支援総合事業

- 開館日 月曜～土曜日
- 休館日 日曜及び12月31日～1月3日まで
- サービス提供時間 9時15分～16時30分

令和3年度 行事計画

通所介護事業所

	行事内容		行事内容
4月	お花見	10月	運動会・ハロウィン (消防訓練)
5月	端午の節句・母の日 (消防訓練)	11月	収穫祭
6月	父の日	12月	クリスマス会
7月	夏祭り	1月	新年会・餅つき
8月	七夕祭り	2月	節分
9月	敬老会	3月	ひな祭り

各月誕生会・カレンダー作成・創作レクの実施

(訪問介護事業所)

ご利用者の心身状態の情報を多職種と共有し、ご本人の気持ちに寄り添い自立に向けた支援を行う事で、在宅生活が継続出来るよう支援すると共に、研修会を通して統一した感染症予防対策に努めます。

事業内容

- 事業の種類
訪問介護 要介護度 1～5
予防訪問介護 要支援 1・要支援 2
日常生活支援総合事業
- 身体介助・・・食事、排泄、衣類の着脱、入浴、身体清拭、洗髪、
その他必要な身体介助
- 生活援助・・・調理、洗濯、清掃、生活必需品の買い物、関係機関との連絡、
その他必要な家事
- 身体介助と家事援助との複合型の他に相談、助言などのサービスを行う。

(澁川市北橋地域包括支援センター)

地域高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援し総合的に支えていく拠点としての機能強化を目指します。

事業内容

(1) 総合相談支援事業

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするために、どのような支援が必要かを把握し、適切なサービス、関係機関または制度の利用につなげるなどの支援を行います。

(2) 権利擁護事業

権利侵害を受けている、または受ける可能性が高いと考えられる高齢者が、問題を抱えたまま生活している場合があります。このような高齢者のために実態を把握した上で「権利擁護」の視点に基づいて、権利侵害の予防や侵害を受けている方への対応を行っていきます。必要に応じて適切なサービスが利用できるように支援し、日常生活自立支援事業や成年後見制度などが活用できるよう支援していきます。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント事業

高齢者が、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関の連携、在宅と施設との連携など、地域において多職種間相互に連携を取り合い、個々の高齢者の状況や変化に応じて包括的かつ継続的に支援します。

(4) 介護予防ケアマネジメント事業(指定介護予防支援事業・第1介護予防支援事業)

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるように努め、本人が自立できることを基本目標とし、サロンへの参加及び介護教室を開催し、利用者の主体的な活動と参加意欲を高められるように支援します。

他事業所に委託を行う場合は、介護支援専門員と連携し地域資源を活用しながら適切なケアマネジメントができるよう支援する。